

令和 2 年度

地域間幹線系統確保維持計画

令和 1 年 8 月 20 日(火)

沖 縄 県

## ＜ 目 次 ＞

	(頁)
1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	1
2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体	1
3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	1
4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	2
5 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1（第6条第1項関連）の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	3
6 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1（第6条第1項関連）の補助対象事業の基準八に基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	3
7 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組	3
8 外客来訪促進計画との整合性	3
9 車両の取得に係る目的・必要性	3
10 車両の取得に係る定量的な目標・効果	3
11 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	3
12 協議会の開催状況と主な議論	4
13 利用者等の意見の反映状況	4
14 協議会メンバーの構成	5

### 【添付様式】

○ 表1 : 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	6
【添付】各生活交通路線の路線図	7
○ 表2 : 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	14
○ 表3 : 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	32
○ 表4 : 別表1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	33
○ 表6 : 車両の取得計画の概要	34
○ 表7 : 車両の取得を行う事業者	35
○ 別紙 「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組」について	38

## ◆ 地域間幹線系統確保維持計画 ◆

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

生活交通路線は、沿線住民、特に学生、高齢者等のいわゆる交通弱者にとって日常生活の足として欠かせない移動手段であるが、利用者減少等の結果、運賃収入のみによる運行の維持確保が困難となっている。

このことから、生活交通路線に対し引き続き支援を行い、通勤、通学、通院等、沿線住民の生活に必要な交通手段を確保し、地域の定住性を確保する必要がある。

### 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体

沖縄県生活交通確保維持協議会内に設置している、関係市町村、バス事業者、沖縄県、沖縄総合事務局で構成する補助対象系統の生産性向上検討作業部会において、サービス・利便性の向上による利用者確保、利用状況に応じた運行形態の見直し等の協議を行う。

実施主体の関係市町村及びバス事業者は、補助対象系統の生産性向上検討作業部会で協議した取り組み（周知広報、運行計画の見直しやフリー乗車券のPR活動等）を実施し運送収入1%の収支改善に努める。

### 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- 計 画 期 間：令和2年度から令和4年度
- 運送予定者の選定：補助対象路線の運行に係る企画競争により選定
- 運送系統の概要：選定した運送予定者が運行する系統毎の運行本数等は下表のとおり

系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数 (往復)		備考
					平日	土曜 日曜 祝日	
77	名護東線	那覇－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	平日	22	
					土曜	22	
					日曜	22	
					祝日	22	
52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	平日	22	
					土曜	22	
					日曜	14	
					祝日	14	
82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	平日	12	
					土曜	11	
					日曜	11	
					祝日	11	
105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	平日	16	
					土曜	8	
					日曜	8	
					祝日	8	
51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	平日	11.5	
					土曜	9	
					日曜	9	
					祝日	9	
65	本部半島線	名護－渡久地－名護	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日	34	
					土曜	32	
					日曜	32	
66					祝日	32	
67	辺土名線	名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日	18	
					土曜	16	
					日曜	16	
					祝日	16	

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 …表2

(単位:千円)

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額			
				国	県	市町村・事業者	
R2	77	名護東線	沖縄バス(株)	41,523	9,463	9,463	22,597
	52	与勝線	沖縄バス(株)	17,068	2,440	2,440	12,188
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	22,421	2,027	2,027	18,367
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	17,197	6,434	6,434	4,329
	51	百名線	(株)琉球バス交通	9,167	1,072	1,072	7,023
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	77,391	11,133	11,133	55,125
	67	辺土名線	共同運行 ※	54,928	6,560	6,560	41,808
				239,695	39,129	39,129	161,437

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額			
				国	県	市町村・事業者	
R3	77	名護東線	沖縄バス(株)	41,400	9,435	9,435	22,530
	52	与勝線	沖縄バス(株)	17,052	2,438	2,438	12,176
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	22,396	2,024	2,024	18,347
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	17,306	6,475	6,475	4,356
	51	百名線	(株)琉球バス交通	9,179	1,063	1,063	7,052
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	77,216	11,073	11,073	55,070
	67	辺土名線	共同運行 ※	54,876	6,553	6,553	41,769
			239,425	39,061	39,061	161,300	

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額			
				国	県	市町村・事業者	
R4	77	名護東線	沖縄バス(株)	41,407	9,436	9,436	22,534
	52	与勝線	沖縄バス(株)	17,035	2,436	2,436	12,163
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	22,376	2,023	2,023	18,330
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	17,223	6,444	6,444	4,335
	51	百名線	(株)琉球バス交通	9,163	1,062	1,062	7,039
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	77,242	11,077	11,077	55,088
	67	辺土名線	共同運行 ※	54,824	6,547	6,547	41,729
			239,270	39,025	39,025	161,218	

※沖縄バス(株)と(株)琉球バス交通の共同運行。

5. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要…表3

地域間幹線系統確保維持計画により運行を確保維持する系統の1日当たりの運行回数は、全系統において3回を超えていることから該当する系統無し

6. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準八に基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧…表4

準ずる市町村:うるま市、糸満市

※中心市町村:那覇市、石垣市、名護市、沖縄市、平良市(平成13年3月時点の市町村)

7. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組

別添:「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組」のとおり。

8. 外客来訪促進計画との整合性

本県においては、観光振興ロードマップが策定されており、外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律に基づく外客来訪促進計画は策定されていないため、該当なし。

9. 車両の取得に係る目的・必要性

本県の乗合バス総車両数に占める低床バスの割合は、平成29年3月末に42.4%であったところ、平成30年3月末には45.3%にまで上昇したが、依然として全国平均を下回る状況となっている。また、老朽化した車両も多く用いられており、利用者の利便性・快適性確保の観点からも課題が多い。

今後、高齢化が進む中であって車両のバリアフリー化は不可避の課題であり、また、利便性・快適性の向上による利用者確保のためにも定期的な車両の更新が求められる。

このように低床バス導入・車両更新に対するニーズが高まる中、バス事業者は依然として厳しい経営環境に置かれており、当該事業者の自己資金のみで車両の更新を行うのは困難であることから、本制度により補助・支援する必要がある。

10. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

バリアフリー対応車の導入・増車により高齢者や障害者等にとって安全で利便性の高い移動手段の確保を図る。また、新規車両への更新により低燃費の車両を導入・運行することでランニングコストやCO2を削減し、当該路線の収支等改善を図るとともに、利便性・快適性向上による利用者確保を図り、路線を維持・確保する。

11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額…表6及び表7

(単位:千円)

	運送予定者	補助対象 車両数	補助金の負担者及び負担額		
			国	県	市町村
R2	沖縄バス(株)	8	14,709	14,709	—
		8	14,709	14,709	—
R3	沖縄バス(株)	8	13,232	13,232	—
		8	13,232	13,232	—
R4	沖縄バス(株)	8	7,991	7,991	—
		8	7,991	7,991	—

## 12. 協議会の開催状況と主な議論

### 【 令和1年度 】

- 沖縄県生活交通確保維持協議会委員への意見照会（令和1年8月14日）  
地域間幹線系統確保維持計画(案)に対する意見照会
- 第一回沖縄県生活交通確保維持協議会（令和1年8月20日開催）  
地域間幹線系統確保維持計画の協議及び決定

## 13. 利用者等の意見の反映状況

利用者等の意見を計画に反映するため、パブリックコメントを実施。広く意見を募ったところである。

### 【パブリックコメントの実施状況】

- 実施期間： 令和1年8月1日 ～ 令和1年8月10日
- 計画の閲覧場所(方法)：沖縄県企画部交通政策課ホームページ
- 意見の受付方法：電子メール、ファクシミリ、郵送
- 意見件数：0件

14. 協議会メンバーの構成

	団体	委員
市 町 村	那覇市	市長
	宜野湾市	市長
	石垣市	市長
	浦添市	市長
	名護市	市長
	糸満市	市長
	沖縄市	市長
	豊見城市	市長
	うるま市	市長
	宮古島市	市長
	南城市	市長
	国頭村	村長
	大宜味村	村長
	東村	村長
	今帰仁村	村長
	本部町	町長
	恩納村	村長
	宜野座村	村長
	金武町	町長
	伊江村	村長
	読谷村	村長
	嘉手納町	町長
	北谷町	町長
	北中城村	村長
	中城村	村長
	西原町	町長
	与那原町	町長
	南風原町	町長
	粟国村	村長
	久米島町	町長
八重瀬町	町長	
竹富町	町長	

	団体	委員
バス事業者	伊江島観光バス(株)	代表取締役社長
	沖縄バス(株)	代表取締役社長
	(株)琉球バス交通	代表取締役社長
	平安座総合開発(株)	代表取締役社長
	(株)八千代バス・タクシー	代表取締役社長
	宮古協栄バス(資)	代表社員
	(資)共和バス	代表社員
	東運輸(株)	代表取締役社長
	西表島交通(株)	代表取締役

国・県	内閣府沖縄総合事務局	運輸部長
	沖縄県	企画部長
		企画部交通政策課長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域間幹線系統)

令和2年度

都道府県 (市区町 村)	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	協 働 特 例 措 置
沖縄県	沖縄バス(株)	(1) 77 名護東線	9,463	
	沖縄バス(株)	(2) 52 与勝線	2,440	
	(株)琉球バス交通	(3) 82 玉泉洞糸満線	2,027	
	(株)琉球バス交通	(4) 105 豊見城市内一周線	6,434	
	(株)琉球バス交通	(5) 51 百名線	1,072	1
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(6) 65/66 本部半島線	11,133	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(7) 67 辺土名線	6,560	
合 計			39,129	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。